# 中国寧夏森林保護研究計画 実施協議調査団報告書

平成6年3月

国際協力事業団

林蘭(林 J.R 94-011

LIBRARY 1114333[6] 国際協力事業団

**264**88

# 中国寧夏森林保護研究計画 実施協議調査団報告書

平成6年3月

国際協力事業団

#### 序 文

日本国政府は、中華人民共和国政府からの技術協力の要請に基づき、同国の寧夏森林保護 研究計画の実施にかかわる調査を行うことを決定しました。

これを受け国際協力事業団は、平成6年1月18日から1月29日まで、社団法人日本林業技術協会顧問、小林富士雄氏を団長とする実施協議調査団を現地に派遣し、中華人民共和国政府関係者と協議を行うとともに、計画実施予定地の現地調査を実施しました。そして帰国後、国内作業を経て、調査結果を本報告書に取りまとめました。

この報告書が、本計画の実施の指針となるとともに、この技術協力事業を通じ両国の友好・親善が一層発展することを期待いたします。

終わりにこの調査にご協力とご支援をいただいた関係者の皆様に対し、心から感謝の意を 表します。

平成6年3月

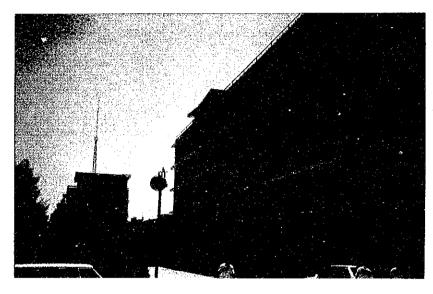
国際協力事業団 総裁 柳谷謙介





協議議事録署名

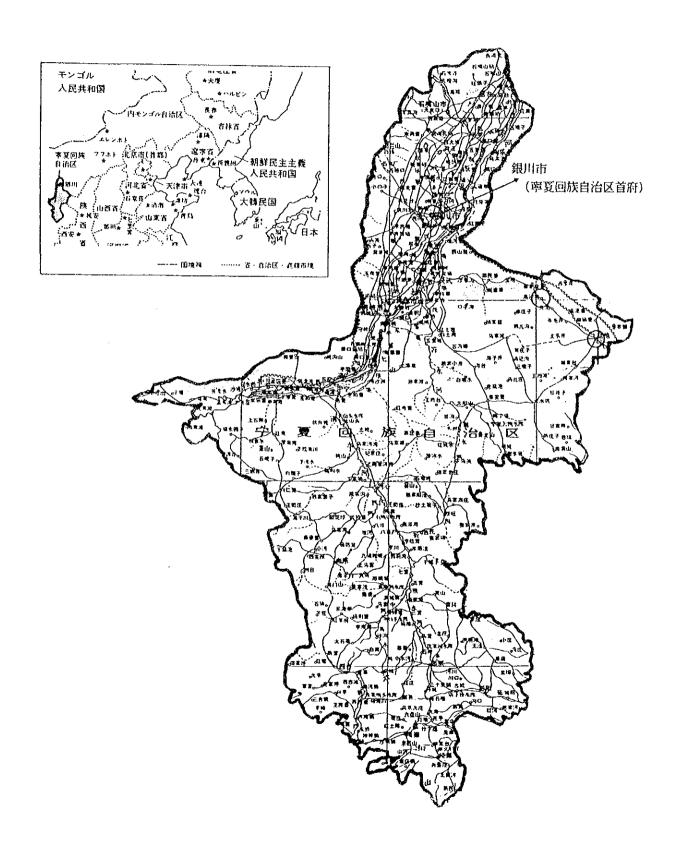
(左より小林団長、蘚科学技術) 委員会主任、蘭林業庁庁長



三北防護林造成局(手前側) と林業庁



農地防風・防砂林と砂漠 (左側は灌漑農地)



## 目 次

序		文
写.		真
付	置	図

1.	総	括	1
2.	プロシ	ジェクト協力の基本計画	5
	2 - 1	協力の目的	5
4	2 - 2	協力の内容	5
į	2 - 3	専門家派遣計画	5
1	2 - 4	研修員受入計画	6
	2 - 5	機材供与計画	6
3.		ジェクトの実施体制	
	3 - 1	管理運営体制	
	3 - 2	関連施設等の整備状況	8
;	3 - 3	予算措置	8
;	3 - 4	カウンターパート等の配置計画	8
4.	専門家	その生活環境	10
В	付属資料	<b>}</b>	13

•

#### 1. 総 括

#### 1-1 経 緯

中国寧夏回族自治区は、 "緑の長城プロジェクト" として知られる「三北防護林体系」の中に含まれ、1978年以降この防護林の進展とともに森林造成が進められてきた。

しかし、当自治区では最近になって森林病虫害の被害が認められるようになり、その種類は300以上にのぼっている。そのうち30種について被害が大きく、特に甚大な被害が出ているのがカミキリ虫による虫害で、中国全土の20以上の省、自治区で発生が認められており、寧夏回族自治区においてその被害が最も深刻である。この被害はポプラの防風林や防砂林において顕著であり、当自治区の20県のうち18県で被害が進行し年間の立木枯死量は4万㎡にも達している。

このため、寧夏回族自治区人民政府は、実用的な病虫害抑制技術の研究及び遺伝子操作等の新しい抑制技術の研究・開発を行うために、中国政府を通じその技術協力を我が国に要請してきた。

これを受けてわが国は、要請の背景の把握とわが国の協力実施の妥当性を検討するために 事前調査団を1993年7月に派遣し、その後プロジェクト計画の内容を検討するため長期調査 員を1993年10月に派遣した。

#### 1-2 目 的

本調査団は、これまでの相手国関係機関との協議結果を踏まえ、プロジェクト協力の基本 計画、相手国のプロジェクト実施体制、技術協力課題及び専門家の生活環境等を調査し、相 手国関係機関とR/Dの協議・締結を行うことを目的とした。

#### 1-3 実施協議の経過と内容

本調査団は、寧夏自治区到着後虫害被害地及び防砂林建設地の調査を行った後協議議事録 (R/D) の協議に入った。

第一回協議は、1月21日に日本側調査団4名、中国側は寧夏科学技術委員会3名、寧夏林業庁3名、通訳1名をもって開始した。寧夏側は林業庁次長が出席し、総じて林業庁ペースで進行した。協議はR/D案にしたがって行なわれ、中国側から時折中国語の訳文について訂正意見があった。

多少問題となったのは、附属文書Ⅳ-1,2 寧夏自治区内での責任分担の項で、科技委が「管理及び実施について全責任を負う」、林業庁が「運営及び実施について責任を負う」という案文について、管理は科技委、実施は林業庁が責任を負うという分担としたいと申し入

れがあった。この事項は、寧夏側の問題であるので提案通り了承した。

R/D協議はこれで終了したものと調査団、寧夏側ともに理解していたが、翌々日の1月23日(日)朝、中国国家科技委日本所の葉副所長が来訪したのを理由に、R/Dに関する再協議の申し入れがあった。

葉副所長のR/Dに関する協議の要旨は以下のとおりである。

- ① 英文Ⅲ-2 The Government of the People's Republic of China will ensure that (the technologies and knowledge acquired by the Chinese nationals as) a result of the Japanese technical cooperation will contribute ……のうちカッコ内部分の削除。
- ② 上記については日本文、中国文についても同様削除。
- ③ ①及び②ができない場合でも国家科技委からこの部分削除の要求があったことを日本に 伝えてほしい。
- ④ IV-1, 2の中国側責任分担について前回協議の合意は破棄し、科技委が実施に関する 総括的な責任を負い、林業庁が運営及び管理に関する責任を負うという形に戻す。
- ⑤ 日本文及び中国文の語訳について数点の訂正。

このうち①②は最近調印を終えた天津プロジェクトR/Dの際に日中間で合意した線であるという説明があった。

これに対し当方から暫時休憩を求め、JICA本部及び北京事務所に連絡をとったあと、 次のように回答した。

- ① 天津のR/Dでそのような合意をしたことはない。
- ② 英文の削除は他の二国間R/Dでも雛形としているので変更は困難であると思うが明日 確認して回答する。
- ③ その他についても本日は日曜日で連絡がとりにくいので明日再協議することを提案し了 解を得た。

翌1月24日午前、JICA本部と連絡打ち合わせを行なったのち協議を再開し、次のように回答した。

- ① II-2の英文、訳文とともに削除はできない。
- ② IV-1, 2の責任分担は中国側の問題であるから、中国側の意向に従う。
- ③ 日本文については、英文とのニュアンス程度の修正はよいが、英文と全く異なる修正に は応じられない。
- ④ このR/Dを日中間合意の雛形とはしないこと。 これをもとに葉副所長との間で協議を行い、最終的に次の口頭了解で合意に達した。
- ① 上記①~④につき中国側も了解する。
- ② 中国側からII-2の英文(訳文とも)の部分削除の申し入れがあったことをJICA本部に伝える。

③ 互いにこのR/Dをもって中国のR/Dの雛形としないこととした。

また、覚え書きについても、葉副所長より「市内交通費」は当該計画実施地ではなく、銀川市の市内交通費であると明記するよう修整案が出されたが、当該計画実施地は主に銀川市であることから案どおり了解した。

以上にもとづきR/D案を修整し、翌日1月24日葉副所長出席のもと、寧夏科学技術委員会蘇主任及び寧夏林業庁勘庁長との間でR/Dの調印を行なった。

協議で合意された内容の概要は以下のとおりである。

- 1. プロジェクトの目的
  - (1) 上位目標

三北防護林の構築に資する。

(2) 計画の目的

寧夏回族自治区の主要な森林害虫の発生生態の解明及びそれらを基礎とした各種防除 技術の開発を通じ、森林保護研究体制の整備、強化に資する。

- 2. プロジェクトの成果及び活動
  - (1) 次の活動を通じて、重要森林害虫の発生生態を解明する。
    - a. 被害実態調査
    - b. 発生生態の研究
  - (2) 次の活動を通じて、生物・生態学的及び育林的防除方法を中心とする防除技術を開発する。
    - a. 査察システムの研究
    - b. 予察システムの研究
    - c. 生物的防除法の研究
    - d. 化学生態的防除法の研究
    - e. 育林的防除法の研究
    - f. 総合防除法の研究
- 3. 専門家派遣
  - (1) 長期専門家
    - a. チームリーダー
    - b. 防除技術
    - c. 森林昆虫
    - d. 業務調整

(上記の長期専門家はチームリーダーを兼ねることができる)

(2) 短期専門家

関連した分野の短期専門家を必要に応じ派遣する。

#### 4. 中国侧実施体制

- (1) 総括責任機関 寧夏回族自治区科学技術委員会
- (2) 実施運営機関 寧夏回族自治区林業庁

#### 1-4 実行体制の問題点

寧夏自治区の本技術協力に対する歓迎・協力の友好的姿勢は疑う余地はないが、今後考えられるプロジェクト実行体制についての問題点とその対応は以下のとおりである。

- (1) 実質的なC/P組織である寧夏林業庁が正式の主管組織である寧夏科学技術委員会との 間が将来にわたって融和が保たれる必要がある。日本側リーダーはこの点についても配慮 し科技委に対し直接接触を保つと同時に、林業庁を通じ定期的に進行状況を文書で報告す ることが望ましい。
- (2) このプロジェクトの最終ターゲットは三北防護林の保護であることを念頭におく必要がある。三北防護林を管轄する三北防護林建設局は、幸い銀川にあるので、こことの連絡も密にする。なお三北局は中国林業部の直轄下にあることから、林業部との関係を密に心がけることも重要である。
- (3) 本プロジェクトの研究内容のうち特化されている課題については自治区内の研究者のみで実行することは困難である。今後中国林業科学院など地域外の研究者の参加を求めることも必要である。

#### 2. プロジェクト協力の基本計画

#### 2-1 協力の目的

中国三北地区防護林造成計画は、1978年に党中央と国務院が決定した国家経済建設重点プロジェクトの1つである。

これら防護林は、激しい病・虫・獣害を受け枯損木が続出しており、とりわけ主要な植栽 樹種であるポプラの害虫防除は三北地区の中で寧夏自治区における重要な課題となっている。

三北防護林造成計画を遂行するうえで、中核的な位置にある寧夏回族自治区(銀川市)に 建設予定の「寧夏森病虫害総合防除センター」を中心に、主要な森林害虫の発生生態の解明 およびそれらを基礎とした各種防除技術の開発を通じて、森林保護研究体制の整備強化をは かるのが当プロジェクトの目的である。

#### 2-2 協力の内容

#### (1) 研究目標の設定

大課題 ……… 被害実態調査、発生生態の研究により重要森林害虫の発生生態のメカニズムを解明する。

小課題 ………… 実施課題は、プロジェクト発足後に開催される暫定実施計画(TSI) で年次計画を、また合同委員会で年度計画を立案し、確定する。

#### (2) 研究体制の整備

当プロジェクトの活動の場である「寧夏森林病虫害総合防除センター」の建設費、運営 費およびプロジェクトの研究費は中国側が支出して整備するが、機材供与、専門家派遣、 研修生受け入れ等については日本側によって、研究体制の整備・拡充がはかられる。

#### (3) 研究推進のための組織化

国および三北地区、寧夏回族自治区における国家科学技術委員会、林業部傘下の機関と 大学系の行政、研究機関による支援と協力体制の確立。

さらに研究成果の発表、セミナー開催など情報交換の場や共同研究体制の確立をはかる。

#### 2-3 専門家派遣計画

- (1) 長期専門家は4名枠であるが、当面はリーダーが防除技術を兼ねる。
- (2) 当プロジェクトは、さまざまな防除法を体系化して、病虫獣害の総合防除法を確立する

ことを目標とするため、特化し、多岐にわたる分野の専門家を必要とする。そのため長期 専門家で対応できないときは、多専門分野の多数の短期専門家派遣が必要である。

(3) 新設の「寧夏森林病虫害総合防除センター」におけるプロジェクト研究にあたって、その構成員には既存の「寧夏自治区病虫害防除検疫ステーション」の研究・技術者の大半が 移動、参加する。

これら研究・技術者(C/P)には、日本人専門家と日本研修によって技術移転が行われるが、C/Pおよび日本から派遣される短期専門家が研究課題及び目標のどの部分を分担し解明するのかがわかるように、日・中双方の機関に、中課題責任者を選任し、研究業務の進行管理に当たる。

(4) 当プロジェクトのアウトプットは、害虫防除のための研究基盤整備および技術移転を通じて、広く三北防護林の建設を促進することにあり、なおかつ、研究内容が特化されているため、寧夏回族自治区の人材による対応だけでなく、分野によっては広く他の地域からの研究者の参加を求める必要がある。

また、特化された研究課題の進行には、その継続性が重要であるから、各中課題毎に責任者を配置し、複数の研究者を研究グループとして統括する体制を構築した。

日本側においても、短期専門家の派遣は、現地からの要請に基づくものの日本人専門家と中国側カウンターパートとの持続的且つ密接な協力関係が必要なことから類似の責任体制をとる必要がある。

#### 2-4 研修員受入計画

- (1) 「寧夏森林病虫害総合防除センター」の研究棟建設完成予定は1994年10月である。日本からの供与機材はそれ以後設置される。これら機器類は高度の操作技術を必要とするので、到着前に、1994年度分のカウンターパート日本研修を、受け入れ機関である森林総合研究所において早めに終えておく必要がある。
- (2) 日本で研修を受けるカウンターパートは、プロジェクト実施期間をとおしての専門家による技術移転の受け手であり、共同研究のパートナーである。

この国の研究者・技術者はやや英語力に乏しいので技術移転を効果的にするため、派遣 前に日本語の習得を十分にしておく必要がある。

#### 2-5 機材供与計画

(1) 「寧夏森林病虫害総合防除センター」の研究棟の完成予定は1994年10月であるが、種々の事情で1995年初めにずれ込む可能性もある。

センターが完成しなければ、科学分析機器を使用することができないので1994年度には、 車輛や既存データーの分析機器類など一般機材の供与を先行させる必要がある。

- (2) 供与機材の中には、精密で高性能の科学分析機器類が含まれている。これら機器が発送 前にこれらを操作するカウンターパートの日本での研修を終了しておくことが望ましいの で、研修員受け入れに特段の配慮が必要である。
- (3) 供与機材の多くは日本製であり、この国での修理や部品調達は望めないものが多い。 また、精密機器の新設予定の防除センター内の設置に際しては、設置場所、空調、停電 ・定電圧装置、電気容量など長期専門家による厳重なチェックが必要である。

#### 3. プロジェクトの実施体制

#### 3-1 管理運営体制

寧夏側の基本的な本プロジェクトの管理運営体制は、事前調査団及び長期調査員派遣時の 調査段階と変わっていない。プロジェクト実施に関する総括的な責任機関は寧夏回族自治区 科学技術委員会、運営及び管理に関する責任機関は寧夏自治区林業庁となっており、中国に おける他の地方レベルの研究プロジェクトと同様(主幹は地方科学技術委員会、運営は実施 官庁)である。

#### 3-2 関連施設等の整備状況

寧夏回族自治区が予定している森林病虫害総合防除センター建設は、本年の政府計画の中に入っており、建設費150万元の予算が計上されている。その内60万元を寧夏自治区、50万元を林業部、40万元を三北局等で支出する計画である。

同センターの総床面積は1,500㎡、付属施設として車庫、ボイラー室等を設置する。寧夏側はR/D調印後すぐに設計を始め、本年4月より建設を開始し本年10月末までには完成するとしているが、設計等にもかなりの時間が必要であると思われるので、計画どおりセンターを完成させるためには日本人専門家からの助言や催促も必要である。

センターが完成するまでは寧夏森林病虫害検疫ステーションをプロジェクト施設とすることで寧夏側と合意した。日本人専門家のために3室を用意する予定であり、当面実験等はできないのでプロジェクト事務所としては十分である。

#### 3-3 予算措置

寧夏側のプロジェクト関連の予算措置はこれまでの調査結果と変わらず、全体の研究費と して140万元を計画しているが、研究規模、物価上昇等を勘案すると十分な額とはいえない。

#### 3-4 カウンターパート等の配置計画

#### (1) 研究体制及びカウンターパート

長期調査員の調査により研究課題別の寧夏側研究体制及びカウンターパートが明らかとなったが、大研究課題が長期調査員の段階と変わったため、カウンターパートの配置計画をやや変更する必要がある。基本的な研究課題の変更はないので特に問題はないものと考えられるが、今後派遣される長期専門家により、寧夏側と研究課題別のカウンターパートを検討する必要がある。

#### (2) 通訳

事前調査及び長期調査員調査の段階でも特に問題とされていた寧夏側のプロジェクト通訳については、現在日本に1年間派遣されている2名の研修生(昆虫及び園芸)が本年帰国するので、プロジェクト専属の通訳として採用する予定であるということで寧夏側より説明があった。

#### 4. 専門家の生活環境

#### (1) 住宅

長期調査員により長期専門家住居として報告された林業庁職員用アパートは、家族同伴の専門家にとっては新築であり部屋数等も特に問題はない。林業庁では今後内装に着手し、専門家が入居するまでには完成する予定である。そのための予算も15万元確保しているとのことである。しかし、給湯設備が設置されていないので電気式の給湯設備を確保する必要がある。暖房は各部屋にスチーム管が入っている。

短期専門家及び単身の長期専門家については、三北賓館(現在建設中)や電力賓館等比較的新しいホテルが防除検疫ステーションの近くにあるので選択も可能であるが、宿泊費は外国人価格となるためかなり高額となり、住居手当を超える可能性もあるので十分検討する必要がある。

#### (2) 食料品

今回の調査は1月下旬という寧夏自治区においても最寒期の時期であったが、ビニール ハウスで栽培された野菜やりんご等の果物が豊富に市場や露天にならんでおり、食料品の 調達は問題ないものと思われる。

また、物価については本年1月からの外貨妥換券の廃止にともない、急激に上昇している。今回の調査において宿泊した寧夏賓館は、宿泊費が事前調査の時(昨年7月)は1泊200元であったが、今回は300元にアップしていた。ただし中国元の為替レートが物価上昇分下落しているので、円換算ではほぼ同額となっている。(1元=約13円、本年2月現在、昨年7月は1元=約19円)

#### (3) 教育

寧夏自治区では、これまで日本人を含め長期で外国人の受け入れを行った実績がないことから、日本人学校、インターナショナルスクール等の教育施設は存在しないので、長期専門家が家族を同伴する場合には十分注意する必要がある。

#### (4) 医療

長期調査員の報告のとおり、銀川第一人民病院等近代的医療設備を備えた病院もあり、 寧夏側も専門家に対しては特別の便宜を図るという申出があった。衛生的な問題を除けば 風土病もなく特に問題はないものと思われる。

#### (5) 車

中国での私用車の使用は、日本人専門家に対する中国全体での免税枠があるため早めに 申請をだしてほしいという要請が寧夏科学技術委員会より出された。しかし、中国におけ る交通事情を考えた場合、専門家自身が運転するのはかなり危険であり、専属の運転手を 雇うことも難しいことから、現在の段階では私用車を使う専門家の人数が明確でないため、 最低1台の確保を要望した。

### 附属資料

- 1. 調査団の派遣
- 2. 協議議事録 (R/D) 及び覚書き
- 3. プロジェクトデザインマトリックス (PDM)
- 4. 中国森林病虫害防除条例

#### 附属資料1 調査団の派遣

#### 1-1 調査団員

団長・総括 小林富士雄 (2)日本林業技術協会顧問

森 林 昆 虫 前田 満 側国際緑化推進センター登録専門家

業 務 調 整 上澤上静雄 国際協力事業団林業水産開発協力部林業技術協力投融資課

通 訳 木田 洋 (明日本国際協力センター研修監理員

#### 1-2 調査日程

1. 1/18(火) 東京-北京、JICA事務所、日本大使館表敬、打合せ

2. 19(水) 北京-銀川、自治区科学技術委員会、自治区林業庁表敬

3. 20(木) 虫害被害地調査

4. 21(金) 関係機関R/Dについて協議

5. 22(土) 防砂林造成地調査

6. 23(日) 資料整理、関係機関R/Dについて協議

7. 24(月) R/D署名

8. 25 (火) 生活環境等調査

9. 26(水) 銀川-北京

10. 27(木) 中国林業部、JICA事務所報告

11. 28(金) 北京林業大学、北京林業科学院視察

12. 29(土) 北京-東京

#### 1-3 主要面談者

葉 冬 柏 国家科学技術委員会日本所副所長

楊 禹 畴 中国林業部外事司長

周 生 賢 寧夏回族自治区人民政府副主席

張 小 素 寧夏回族自治区外事弁公室副主任

韓 有 為 寧夏回族自治区銀川市市長

蘇 煥 蘭 寧夏回族自治区科学技術委員会主任

恵 泰 川 寧夏回族自治区科学技術委員会副主任

李 坤 其 寧夏回族自治区科学技術委員会外事所長

毛 慶 文 寧夏回族自治区科学技術委員会外事所

蘭 澤 松 寧夏回族自治区林業庁庁長

李 替 成 寧夏回族自治区林業庁副庁長

韓 健 俊 寧夏回族自治区林業庁弁公室主任

劉 栄 光 寧夏回族自治区森林病虫防治検疫ステーション所長

楊 桂 清 寧夏農学院教授

熊 耀 国 中国林業科学院林業科学研究所副所長

願 万 春 中国林業科学院林業科学研究所教授

花澤 達夫 在中国日本国大使館参事官

新保 昭治 JICA中国事務所長

藤谷 浩治 JICA中国事務所職員

遠藤 泰造 中国黄土高原プロジェクトリーダー

松岡 廣雄 中国黄土高原プロジェクト専門家

宮川 清 中国黄土高原プロジェクト専門家

霜鳥かおり 中国黄土高原プロジェクト業務調整員

THE RECORD OF DISCUSSIONS

BETWEEN THE JAPANESE IMPLEMENTATION SURVEY TEAM

AND THE AUTHORITIES CONCERNED OF

THE GOVERNMENT OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION

FOR THE FOREST PROTECTION RESEARCH PROJECT

IN THE NINGXIA HUI AUTONOMOUS REGION OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), and headed by Dr. Fujio KOBAYASHI visited the People's Republic of China from 18 January 1994 to 29 January 1994 for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the Forest Protection Research Project in the Ningxia Hui Autonomous Region of The People's Republic of China.

During its stay in the People's Republic of China. the Team exchanged views and had a series of discussions with the Chinese authorities concerned in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above-mentioned Project.

As a result of the discussions, the Team and the Chinese authorities concerned agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Done in duplicate in the Japanese. Chinese and English languages respectively, all three texts are considered equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

24 January 1994, Yinchuan

Fujio KOBAYASHI

Leader

Implementation Survey Team
Japan International

Cooperation Agency

Su Huan Lan

Director

Ningxia Science and Technology Commission

The People's Republic of

China

Lan Ze Song Bureau Chief

Ningxia Forestry Bureau

The People's Republic of

China

#### THE ATTACHED DOCUMENT

#### I COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

- 1. The Government of the People's Republic of China will implement the Forest Protection Research Project in the Ningxia Hui Autonomous Region (hereinafter referred to as "the Project") in cooperation with the Government of Japan.
- 2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I .

#### II MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take at its own expense, the following measures through JICA according to the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.

DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS
 The Government of Japan will provide the services of the Japanese experts as listed in Annex II.

#### 2. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

The Government of Japan will provide such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in Annex III. The Equipment will become the property of the Government of the People's Republic of China upon being delivered C.I.F. to the Chinese authorities concerned at the ports and/or airports of disembaraktion.

3. TRAINING OF THE CHINESE PERSONNEL IN JAPAN

The Government of Japan will receive the Chinese personnel connected with the Project for technical training in Japan.

- HI MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA
- 1. The Government of the People's Republic of China will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the period of Japanese technical cooperation, through the full and active involvement in the Project of all related authorities, beneficiary groups and institutions.
- 2. The Government of the People's Republic of China will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Chinese nationals as a result of the Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of the People's Republic of China.
- 3. The Government of the People's Republic of China will grant in the People's Republic of China privileges, exemptions and benefits as listed in Annex IV and will grant privileges, exemptions and benefits no less favourable than those granted to experts of third countries or international organizations performing similar missions to the Japanese experts referred to in II-1 above and their families.
- 4. The Government of the People's Republic of China will ensure that the Equipment referred to in  $\Pi$ -2 above will be utilized effectively in the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex  $\Pi$ .
- 5. The Government of the People's Republic of China will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Chinese personnel from technical training in Japan will be utilized effectively in the implementation of the Project.
- 6. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's

Republic of China will take necessary measures to provide at its own expense:

- (1) Service of the Chinese counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex  $\,V\,$  :
- (2) Land, buildings and facilities as listed in Annex VI :
- (3) Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided through JICA under II -2 above;
- (4) Means of transport within the People's Republe of China and fares within city areas for the Japanese experts for official travel:
- (5) Suitably furnished accommodation for the Japanese experts and their families.
- 7. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures to meet:
  - (1) Expenses necessary for the transportation within the People's Republic of China of the Equipment referred to in II-2 above as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
- (2) Customs duties, internal taxes and any other charges, imposed in the People's Republic of China on the Equipment referred to in II -2 above :
- (3) Running expenses necessary for the implementation of the Project.

#### IV ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Director of the Ningxia Science and Technology Commission, as the Project Director, will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project.

2. The Chief of the Ningxia Forestry Bureau, as the Project Manager,

2 11th

will be responsible for the administration and management of the Project.

- 3. The Japanese Team Leader will provide necessary recommendations and advice to the Project Director and the Project Manager on any matters pertaining to the implementation of the Project.
- 4. The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to the Chinese counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation of the Project.
- 5. For the effective and successful implementation of technical cooperation for the Project, a Joint Committee will be established whose functions and composition are described in Annex VII.

#### V. JOINT EVALUATION

Evaluation of the Project will be conducted jointly by the two Governments through JICA and the Chinese authorities concerned. during the last six months of the cooperation term in order to examine the level of achievement.

#### VI CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of The People's Republic of China undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in technical cooperation for the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the People's Republic of China except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

#### VII MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

#### VII TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be five (5) years from 1 April 1994.

#### I MASTER PLAN

- 1. Objectives of the Project
  - (1) Overall Goal:
    To contribute the construction of the Three-North Protection Forest.
  - (2) Project Purpose:

To contribute towards the establishment and reinforcement of the forest protection research system in the Ningxia Hui Autonomous Region through the ecological study and the development of individual control techniques for major insect pests.

- 2. Outputs and Activities of the Project
  - (1) The study on ecology of major insect pests and dynamics of infestation are clarified through the following activities;
    - a. to investigate the aspect of outbreaks
    - b. to study the biology and ecology for infestation
  - (2) Control techniques focusing on bio-ecological and silvicultural control method are developed through the following activities;
    - a. to study the monitoring system
    - b. to study the forecasting system
    - c. to study the biological control system
    - d. to study the chemo-ecological control system
    - e. to study the silvicultural control system
    - f. to study the integrated insect pest mangement system

#### **II LIST OF JAPANESE EXPERTS**

- 1. Long-term experts
  - (1) Team Leader
  - (2) Protection Technology
  - (3) Forest Insect
  - (4) Coordinator

(Long-term experts mentioned above can hold Team Leader concurently)

 Short-term experts
 Short-term experts in related fields will be dispatched when the necessity arises.

#### III LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT

- 1. Equipment for scientific analysis
- 2. Equipment for data analysis
- 3. Vehicles
- 4. Other necessary equipment and materials for the implementation of the Project

#### IV PRIVILEGES. EXEMPTIONS AND BENEFITS FOR JAPANESE EXPERTS

- 1. The Government of the People's Republic of China will grant exemptions from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowance remitted from abroad.
- 2. The Government of the People's Republic of China will grant exemptions from customs duties on the importation of personal effects by the Japanese experts and their families as well as on the importation of machinery and equipment related to their activities.
- The Government of the People's Republic of China will provide medical services.

#### V.LIST OF COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

- 1. Head of the Project
- 2. Counterpart personnel in the fields concerned with the Project's activities
- 3. Administrative personnel
  - (1) Administration staff
  - (2) Accounting staff
  - (3) Interpreters
  - (4) Drivers
  - (5) Other necessary staff

MAK

#### VILLIST OF LAND. BUILDINGS AND FACILITIES

- 1. Land, buildings and facilities
  - (1) Administration and research rooms
  - (2) Accomodation for Japanese experts
  - (3) Experimental forests and other necessary facilities
- 2. Rooms and space for installation and storage of the Equipment
- 3. Offices and necessary facilities for the Japanese Team Leader and the other experts.
- 4. Other necessary facilities

#### VII. JOINT COMMITTEE

1. Functions

The Joint Committee will meet at least once a year and whenever the necessity arises, and work:

- (1) To formulate an Annual Work Plan of the Project;
- (2) To review the overall progress of the technical cooperation activities carried out under the above mentioned Annual Work Plan;
- (3) To review and exchange views on major issues arising from or in connection with the technical cooperation activities:
- 2. Composition
- (1) Chairman: Director, Ningxia Science and Technology Commission
- (2) Chinese members:
  - : Representative of The State Science and Technology Commission
  - : Representative of the Ministry of Forestry
  - : Representative of the Bureau of the Three North Protection Forest System construction
  - : Representative of the Ningxia Forestry Bureau
  - : Representative of the General Office of Forest Pest and Disease Control Project
  - : Representative of the Yionchuan Municipal Government
  - : Others concerned with the Project

8

INTE

#### (3) Japanese Side:

- : Team Leader
- : Other Expert(s) nominated by the Team Leader
- : Coordinator
- : Representative of JICA China Office
- : Personnel to be dispatched by JICA as required

N.B.: Officials of the Embassy of Japan may attend the Joint Committee as observer(s).

中国 寧夏森林保護研究計画に係る 日本の技術協力に関する日本側実施協議調査団と 中華人民共和国政府関係当局との討議議事録

国際協力事業団(以下「JICA」という)が組織し、小林富士雄を団長とする 日本側実施協議調査団(以下「調査団」という)は、中国軍夏森林保護研究計画につい ての技術協力計画についての詳細を策定するため、1994年 1月18日より 1月29日までの 日程をもって、中華人民共和国を訪問した。

中華人民共和国滞在中、調査団は、上記計画の有効な実施のため両国政府がとるべき 必要な措置に関して、中華人民共和国政府関係当局と意見を交換し、一連の討議を行っ た。

討議の結果、双方はそれぞれの政府に対し附属文書に記載する諸事項について勧告することに同意した。

ひとしく正文である日本語、中国語及び英語による本書各々2通を作成した。 解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

1994年 1月 24日 銀川市にて

小杯兽上雄

小 林 富 士 雄 日本国国際協力事業団 実施協議調査団団長 蘇煥蘭

中華人民共和国

寧夏回族自治区

科学技術委員会主任

蘭 澤 松

中華人民共和国

寧夏回族自治区

林業庁庁長

#### 附属 文 書

#### I 両国政府の協力

- 1 日本国政府と中華人民共和国政府は、寧夏森林保護研究計画(以下当該計画)の実施につき相互に協力を行う。
- 2 当該計画は附表 I の基本計画に基づいて実施される。

#### Ⅱ 日本政府によって取られる措置

日本国政府は、日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府の技術協力計画の通常の手続きにより、日本側負担により、JICAを通じて以下の措置を取る。

1 日本人専門家の派遣

日本政府は附表Ⅱに掲げる日本人専門家を派遣する。

2 機材供与

日本国政府は、附表田に掲げる当該計画の実施に必要な資機材(以下「機材」という)を供与する。機材は、陸揚の港あるいは空港にて中華人民共和国側関係当局へC IF建てにて引き渡されることにより中華人民共和国政府の所有となる。

3 研修員受入れ

日本政府は、日本における技術研修のため当該計画に関係する中国人を受入れる。

#### Ⅲ 中華人民共和国政府によって取られる措置

- 1 中華人民共和国政府は、関係者、受益者グループ及び団体を当該計画に参画させる ことにより、日本の技術協力期間中及び終了後、当該計画の自己運営が持続されるこ とを確保する必要な措置を取る。
- 2 中華人民共和国政府は、日本の技術協力の結果として、中国の人々にとって必要と



される技術及び知識が中国の経済及び社会発展に貢献することを確保する。

- 3 中華人民共和国政府は、上記II-1にいう日本人専門家及びその家族に対し、附表IVに掲げる特権、免税及び便宜を与えると共に、同様の任務を遂行する第三国または 国際機関の専門家に劣らない特権、免税及び便宜を与える。
- 4 中華人民共和国政府は、上記Ⅱ-2にいう機材が附表Ⅱに掲げる日本人専門家との協議のもとに、当該計画実施のために有効に使用されることを確保する。
- 5 中華人民共和国政府は、中国人が日本における技術研修から得た知識及び経験が、 当該計画実施のために有効に用いられることを確保するために必要な措置を取る。
- 6 中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、中華人民共和国政府 は中華人民共和国側の負担において、下記のものを提供するため必要な措置を取る。
  - (1) 附表 V に掲げる中国人カウンターパート及び事務職員の配置
  - (2) 附表 Ⅵ に掲げる土地、建物及び付帯施設
  - (3) 上記II-2のJICAをつうじて供与される機材以外、当該計画実施に必要な機材、器具、計器、車両、工具予備部品及びその他の物品の調達もしくは取替
  - (4)中華人民共和国における日本人専門家の公務出張に対する交通の便宜及び市内 交通費
  - (5)日本人専門家及びその家族に対する適当な家具付きの住居施設
- 7 中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、次の必要な措置をとる。
  - (1)上記Ⅱ-2に掲げる機材の中華人民共和国における輸送、据付け、操作及び維持に必要な経費
  - (2)上記Ⅱ-2に掲げる機材に対し、中華人民共和国において課せられる関税、国 内税及びその他の課徴金
  - (3) 当該計画実施に必要な運営費

#### IV 当該計画の管理

- 1 寧夏回族自治区科学技術委員会主任は当該計画の実施について全責任を負う。
- 2 寧夏回族自治区林業庁庁長は当該計画の運営及び管理について責任を負う。

In St

- 3 日本人チームリーダーは、当該計画の実施に関する事項に関し当該計画の長に対し 必要な提言及び助言を与える。
- 4 日本人専門家は、中国人カウンターパートに対して当該計画の実施に関する技術的 事項において、必要な技術的提言及び助言を与える。
- 5 当該計画を効果的かつ成功裡に実施するために、附表™に記述される機能及び構成 による合同委員会が設置される。

#### V 合同評価

当該計画の評価は、協力期間終了前6か月の間に、達成レベルを検討するためにJI CAと中華人民共和国関係当局をつうじて、両国政府により行われる。

#### VI 日本人専門家に対する請求

中華人民共和国政府は、日本人専門家の中華人民共和国内における職務の遂行に起因し、またはその遂行中に、もしくはその遂行に関連して、日本人専門家に対する請求事由が発生した場合には、日本人専門家の故意または重大な過失による場合を除き、その請求に関する責任を負う。

#### VII 相互協議

両国政府は、本付属文書から生ずる、あるいは本付属文書に関連する主要事項について相互に協議を行う。

#### Ⅷ 協力期間

この付属文書における当該計画のための技術協力期間は、1994年4月1日から5年間とする。

#### I 基本計画

- 1 当該計画の目的
  - (1) 上位目標

三北防護林の構築に資する。

(2) 当該計画の目的

寧夏回族自治区の主要な森林害虫の発生生態の解明及びそれらを基礎とした各種 防除技術の開発をつうじ、森林保護研究体制の整備、強化に資する。

- 2 当該計画の成果及び活動
  - (1) 次の活動をつうじて、重要森林害虫の発生生態を解明する。
    - a. 被害実態調査
    - b. 発生生態の研究
  - (2) 次の活動をつうじて、生物・生態学的及び育林的防除方法を中心とする防除技術を開発する。
    - a. 査察システムの研究
    - b.予察システムの研究
    - c.生物的防除法の研究
    - d. 化学生態学的防除法の研究
    - e. 育林的防除法の研究
    - f. 総合防除法の研究

#### Ⅱ 日本人専門家

- 1 長期専門家
  - (1) チームリーダー
  - (2) 防除技術
  - (3) 森林昆虫
  - (4) 業務調整

(上記の長期専門家はチームリーダーを兼ねることができる)

h

JIK

#### 2 短期専門家

関連した分野の短期専門家を必要に応じ派遣する。

#### Ⅲ 機材及び機器のリスト

- 1 科学分析機器
- 2 データ分析機器
- 3 車両類
- 4 その他プロジェクト実行のために必要な機器及び資材

#### IV 日本人専門家に対する特権、免除及び便宜

- 1 中華人民共和国政府は、海外から送金される報酬に対して、またはそれに関連して 課せられる所得税及びその他課徴金を免除する。
- 2 中華人民共和国政府は、日本人専門家及びその家族の持ち込む個人的使用品および 業務に関連する機材に対して関税を免除する。
- 3 中華人民共和国政府は、医療の便宜を提供する。

#### V カウンターパート及び事務職員のリスト

- 1 当該計画の長
- 2 当該計画の活動に関連した分野におけるカウンターバート
- 3 事務職員
  - (1) 管理職員
  - (2) 経理職員
  - (3) 通訳



N

11 TK

- (4) 運転手
- (5) その他必要な職員

VI 土地、建物及び付帯施設のリスト

- 1 用地、建物及び施設
  - (I) 管理·研究室
  - (2) 専門家宿舎
  - (3) 試験林及びその他必要な施設
- 2 機材の据付け及び保管に必要な部屋及びスペース
- 3 チームリーター及びその他日本人専門家のための事務室及び必要な施設
- 4 その他必要な施設

#### VII 合同委員会

1 機能

合同委員会は、少なくとも年一回及び必要が生じたときに開催し、次の機能を持つ ものとする。

- (1) 当該計画の年次計画を策定する。
- (2) 上記の年次計画により遂行される技術協力活動全体の進捗に関する検討を行なう
- (3) 技術協力活動から生ずる、あるいは、技術協力活動に関連する主要事項につき、 検討し、意見交換を行う。

#### 2 構成

- (1) 議長: 寧夏科学技術委員会主任
- (2) 中国侧構成員

: 国家科学技術委員会の代表

: 林業部の代表。

1

小林

: 三北防護林造成局の代表

: 寧夏林業庁の代表

: 森林病虫害防除プロジェクト弁公室の代表

:銀川市人民政府の代表

: その他当該プロジェクトの関係者

#### (3) 日本側構成員

チーム・リーダー

#### 業務調整員

チーム・リーダーにより指名された専門家

JICA中国事務所の代表

必要に応じ、JICAにより派遣された関係者

※在中国日本大使館員はオブザーバーとして出席できる。

1

## 关于中国宁夏森林保护研究计划 技术合作的会谈纪要

为制定中国宁夏森林保护研究计划的技术合作详细计划. 由日本国际协力事业团组成的以小林富士雄为团长的日本方面实施协议调查团(以下简称"调查团")于[994年[月]8日至[月19日访问了中华人民共和国。

在中华人民共和国逗留期间,就上述计划的有效实施,两国政府必须采取的措施,中华人民共和国有关部门与调查团交换了意见,并进行了一系列的讨论。

讨论的结果, 双方同意就附件所列事项向各自政府提出建议。 双方写成了具有同等效力的中文、日文及英文的纪要, 一 式两份。如解释上出现分歧, 以英文本为准。

1994年1月24日于银川市

中华人民共和国 宁夏回族自治区科学技术委员会 主 任

苏焕 兰

日 本 国 国 际 协 力 事 业 团 实施协议调查团 团长 小林富士雄

林屬七雄

中华人民共和国宁夏回族自治区林业厅

厅 长

兰泽松

- 4 W 43

#### 附属文件:

- I 两国政府间的合作
- 一,中华人民共和国政府和日本国政府,在宁夏森林保护研究计划(以下简称"该计划")的实施中进行合作。
  - 2 本计划根据附表 ] 的基本计划实施。
  - Ⅱ 日本国政府应采取的措施

根据日本国现行的法律和规章,日本政府通过JICA,按照日本政府技术合作计划的通常手续,由日本方面承担费用.系取以下措施。

| 派遣日本专家

日本国政府派遣附表Ⅱ所列的日本专家。

2 提供器材

日本国政府提供附表II 所列的实施该计划所需要的器材和材料(以下简称"器材")。器材在卸货港口或机场以C.I. F 交付中华人民共和国有关部门时,即属中华人民共和国政府的财产。

1 接受进修人员

日本国政府接受与该计划有关的中国人员在日本进修。

- Ⅲ 中华人民共和国应采取的措施
- [中华人民共和国政府采取必要措施,使有关人员、受益集团参与该计划以及提供设施,以确保在同日本技术合作期间及结束后,维持自己经营该计划。
  - 2. 中华人民共和国政府确保将与日本的技术合作所取得的



中国人民需要的技术以及知识能贡献于中国经济及社会发展

- 1. 中华人民共和国政府对在上述 II 一| 所指的日本专家及其家属提供附表 IV 所列的特权、免税及方便。同时还应同样享有第三国或国际机构所派遣执行同样任务的专家所享受的权益。
- 1. 为实施该项目,中华人民共和国政府应与附表 [[ 所列的日方专家进行协商,有效地利用 [[ 一] 所列的器材。
- 5. 中华人民共和国政府采取必要措施,确保中国人员在日本进修期间所获得的知识和经验有效地用于该计划的实施。
- 6.根据中华人民共和国现行法律及规章,就中国方面负担 的下列事项采取必要措施。
  - (1)配备附表 Ⅴ 所列的中国对等人员及行政人员。
  - (2) 附表 N 所列的土地、建筑物及附属设施。
- (3)供应和更换除上述 II 2 中通过 II CA所提供的器材以外, 为实施该计划所需的器材、器具、仪器、车辆、互具、配件以 及其它物品。
- (4)为日本专家在中华人民共和国期间因公出差的交通提供方便以及市内交通费。
  - (5)为日本专家及其家属提供备有适当家具的居住设施。
- 1. 根据中华人民共和国现行的法律及规章,中国政府采取 以下必要的措施。
- (1)上述II-2所列的器材在中华人民共和国的运输、安装.操作以及维修时所需的费用。

M.

- (2)上述 II 一2 所列的器材在中华人民共和国国内所应支付的关税、国内税及其它税金。
  - (3)该计划实施所必要的全部运营费用。
  - IV 该计划的管理
- | 宁夏回族自治区科学技术委员会主任承担该计划实施的全部责任。
  - 1. 宁夏回族自治区林业厅厅长具体负责计划的运营与管理。
- 3. 日本专家组长就该计划实施的有关事项对该计划的负责 人提出必要的意见和建议。
- 4. 日本专家就有关计划实施上的技术问题,对中国对等人员给予必要的技术指导和建议。
- 5. 为了有效并成功地实施该计划,设置由附表则所列的职能及人员组成的联合委员会。

#### V 联合评价

为检查计划的完成程度,在合作结束前6个月内,两国政府通过JICA和中华人民共和国有关机构,联合对计划进行评价。

#### VI 对日本专家的索赔要求

日本专家在中华人民共和国内由于执行任务,或在执行任务中,或与执行任务有关而被提出索赔要求时,中华人民共和国政府对该索赔要求承担责任,但由于日本专家故意或由于重大过失而引起的追究责任,则不在此限。



## 11. 相互协商

两国政府对本附件产生的或本附件有关的主要事项进行相互协商。

個.合作期限

本附属文件所订的该计划技术合作期限自1994年4月1日开始,为期5年。

#### 附表:

- 1.基本计划
- 1.该计划的目的
- (1)目标

有助于三北防护林建设

(2)目的

通过对宁夏回族自治区主要森林害虫发生生态的调查及防治技术开发,完善和强化森林保护研究体系。

- 2.该计划的成果及活动
- (1)通过下列活动,查明重要森林害虫的发生生态。
- a.危害现状调查
- b.发生生态的研究
- (2)通过下列活动、开发以生物、生态学以及育林防治法为中心的防治技术。
  - a.监测体系的研究
  - b.测报系统的研究
  - c.生物防治法的研究
  - d.化学生态学防治法的研究
  - e.育林防治法的研究
  - f.综合防治法的研究
  - Ⅱ.日本专家
  - 1.长期专家



117

- (1)专家组长
- (2) 防治技术
- (3)森林昆虫
- (4)业务协调。

(专家组长可兼任,上述][-1长期专家)

2.短期专家

在必要情况下,派遣有关领域的短期专家。

- Ⅲ.器材及仪器
- 1.科学分析器材
- 2.数据分析器材
- 3.车辆类
- 4.其它必要的器材

IV.对日本专家的特权、免税及提供方便

- 1.中华人民共和国政府对从国外汇来的薪金或与薪金有关的所得税以及其它税金予以免除。
- 2.中华人民共和国政府对日本专家及家属运进的个人用品和与业务有关的器材免征关税。
  - 3.中华人民共和国政府提供医疗方便。
  - V.对等人员及行政人员
  - 1.该计划负责人
  - 2.该计划有关活动领域的对等人员

3.行政人员

118K

- (1) 管理人员
- (2) 财会人员
- (3) 翻译人员
- (4) 司机
- (5) 其它必要的职员

VI.土地、建筑物和附属设施

- 1.用地、建筑和设施
- (1)管理、研究室
- (2) 专家宿舍
- (3) 试验林地及其它必要设施
- 2.安装和保管器材所必要的房间及用地
- 3.专家组长及其它日本专家的办公室及必要设施
- 4.其它必要的设施

Ⅶ.联合委员会

1. 职能

联合委员会每年至少召开一次,必要时可另召开会议。 其职能如下。

- (1) 制定该计划的年度计划。
- (2) 就计划的整体进展及上年度计划实施情况进行讨论。
- (3)对技术合作活动中产生的或与技术合作活动有关的主要问题进行讨论和交换意见。

2.人员构成 .



NH

- (1) 主席:宁夏科学技术委员会主任
- (2) 中方:

国家科学技术委员会的代表

林业部的代表

三北防护林建设局的代表

宁夏林业厅的代表

宁夏森林病虫防治项目办公室的代表

宁夏银川市政府的代表

其他与计划有关的代表

(3) 日方:

专家组长

业务协调员

由专家组长指定的专家

JICA中国事务所的代表

根据必要由JICA派遣的有关人员

注:日本国驻中华人民共和国大使馆官员可作为观察员

出席。

# 中国寧夏森林保護研究計画に対する技術協力に関する討議議事録賞書き

日本側実施協議調査団と中国側関係者は、相互に合意し、中国寧夏森林保護研究計画に 対する技術協力に関する討議議事録(以下「R/D」という)に署名した。

以下には、R/Dに規定されたいくつかの特定事項を明確化するために、双方により合意された内容を記録することとする。

- 1 双方は、R/D附表Ⅳの2に記載されている「個人的使用品」には、日本人専門家及びその家族が個人的に使用するために海外から持ち込むことのある家財道具が含まれることに同意した。
- 2 双方は、R/D附表IVの2に記載されている「業務に関する機材」には、日本人専門 家及びその家族により使用される1家族当たり1台の自動車が含まれることに同意した。
- 3 双方は、R/DのⅢ条6の(4)に述べられている「市内交通費」は当該計画実施地 銀川市の市内交通費であることに合意した。
- 4 R/DのIII条6の(5)に述べられている「適当な家具付き住居施設」について、中国側は現在両国政府間で合意している条件に従い、中国側は日本人専門家に対し適切な宿舎を提供する用意があること、なかでも長期専門家のためには炊事設備を具備した宿舎を提供する用意がある旨表明した。

また、中国側は宿泊費について下記(1)、(2)のとおり表明した。

- (1) 短期専門家の宿泊費は専門家の自己負担とする。
- (2) 長期専門家(家族を含む)の宿泊費は専門家の自己負担とする。ただし、専門家が中国側実施機関の提供する宿舎を使用し、その宿泊費がJICAが専門家に支給する宿泊手当てよりも高額となる場合にあっては、その越える金額を中国側が負担する。





他方日本側は、長期専門家を派遣する際、当該専門家の中国における宿舎手当ての上限額を中国側に提示する旨表明した。また、原則として中国側の提供を感謝するものの、当該専門家の宿舎への入居については各専門家の自由な意思を尊重するものとする旨表明した。

1994年 1月 24日 銀川市

17杯萬七雄

小 林 富 士 雄 日本国国際協力事業団 実施協議調査団団長 打造宝

蘇 煥 蘭中華人民共和国 寧夏回族自治区 科学技術委員会主任

2 8 43

蘭 澤 松 中華人民共和国 寧夏回族自治区 林業庁庁長

# 关于中国宁夏森林保护研究计划进行技术合作会谈纪要的备忘录

日本实施协议调查团和中国有关部门相互同意,签署了中国宁夏森林保护研究计划的技术合作会谈纪要(以下简称"R/D")。

以下是为了明确R/D所规定的一些特定事项,记录双方所确认的内容。

- 1. 双方同意, R/D附表Ⅳ—1 中记载的"个人用品"包括 日本专家及其家属从海外运来的家庭财产及其用具。
- 2. 双方同意, R/D附表 IV 2 中所记载的"与业务有关的器材"包括日本长期专家及其家属所使用的每一个家庭一辆汽车。
- 3. 双方同意, R/DⅢ条6—(4)"市内交通费" 是指计划实施地银川市内的交通费。
- 4. 关于R/DⅢ条6—(5) 中所述"提供备有适当家具的居住设施",中国方面表示遵照目前两国政府间所达成的协议,准备为日本专家提供适当的宿舍,其中也准备为长期专家提供有炊事设施的宿舍。

另外,中国方面就住宿费表明如下列(1)、(2)。

- (1)短期专家的住宿费由专家负担。
- (2)长期专家(包括家属)的住宿费由专家自己负担。

但是如专家住于中方实施机构所提供的宿舍, 而其宿舍费

分差 小环

超过JICA为专家所支付的住宿费时,其超过部分由中国方面负担。

另外,日本方面表明,派遣长期专家时向中国方面说明专家在中国的住宿费的上限额。日本方面还表明,虽然原则上感谢中国方面提供的宿舍,但选择宿舍时,应尊重各专家的自由意愿。

在银川市以中文和日文写成本备忘录。

### 1994年1月24日于银川市

中华人民共和国宁夏回族自治区科学技术委员会

J. 1/2:

日 本 国国际协力事业团实施协议调查团团长小林富士雄

11杯萬士雄

中华人民共和国宁夏回族自治区林业厅

2.1843

附属資料3

中国率夏茶林保護研究計画	指標データ入手手段 外 部 条 件	統計資料 ・三北防護林造成政策が変わらない 実態調査 ・森林保護研究体制が維持される	・三北防護林造成政策が変わらない ・研究施設、研究機器・大規模な自然環境変化が起こらない ・ 研究者の人数、質質・研究成果が普及される	調査結果 システムマニュアル ・研究者がとどまり研究を続ける 実験マニュアル、分析マニュア ル、研究成果	・研究者がとどまり研究を続ける カウンターパートの配置 +地強物の増生	たでは、からない。これでは、一般では、一般では、1年である。 ・ 大規模な自然環境変化が起こらない・ 爆発的な森林被害が起こらない・ 研究施設及び研究者が確保される・ 研究施設及び研究者が確保される
プロジェクトデザインマトリックス (PDM) (案)	遊	・三北防護林の造成が進む・統計・統計・	・被害木の割合が減少する ・研究施設が整備される ・研究組織が整備される	<ol> <li>故害の原因、程度、範囲等を究明</li> <li>する</li> <li>2. 等</li> <li>2. 等</li> <li>2. 等</li> <li>2. 等</li> <li>2. 等</li> <li>3. 等</li> <li>3. 等</li> <li>3. 5</li> <li>3. 5</li> <li>4. 5</li> <li>5. 5</li> <li>6. 5</li> <li>7. 5</li> <li>9. 6</li> <li>9. 7</li> <li>9. 8</li> <li>9. 9</li> <li>9. 9<!--</td--><td>10000000000000000000000000000000000000</td><td>4. 4. 4. - カルコスト負担難業 - カルコスト負担職業</td></li></ol>	10000000000000000000000000000000000000	4. 4. 4. - カルコスト負担難業 - カルコスト負担職業
	プロジェクトの要約	(上位目標) 三北防護林の構築に資する	(プロジェクト目的) 政翼回族自治区の主要な森林客虫の発生 生態の解明とそれらを基礎とした抑制技 術開発をつうじ、森林保護研究体制の整 備、強化に資する	(成果 (アウトブット) 1. 森林宮虫の発生生態が解明される 2. 生物・生態学的防除方法等が開発される	(活動) 1-1.被害実態の調査を行う 1-2.発生生態の研究を行う	2-1. 査察法の研究を行う2-2. 子楽法の研究を行う2-3. 生物防除法の研究を行う2-3. 生物防除法の研究を行う2-4. 化学生態学的防除法の研究を行う2-5. 育林的防除法の研究を行う2-6. 総合的防除法の研究を行う2-6. 総合的防除法の研究を行う

## 中国宁夏森林保护研究计划设计图(PDM)

计划概要	指标	取得指标数据的手段	外 部 条 件
(上位目标) 有助于三北防护林建设 (计划的目的)	三北防扩林造林的进展	统计资料 实际状态调查 选林地等的被害调查	三北防护林造林政策不变 森林保护研究体系的维持 三北防护林造林政策不变
通过对宁夏回族自治区 主要森林害虫发生生态 的调查及防治技术开发, 完善和强化森林保护研 完体系	受害株率的减少 研究设施的完备 研究组织的完备	研究设施、研究器材 研究员的人数、素质	不发生大规模自然环境变化 普及研究成果
(成果 OUTRUT) 1、查明森林害虫的发生生态 1、开发生物、生态学防治法等	1、查明被害的原因。 程度、范围 2、完善试验手段、分 析手段以及发表研 完成果	1、调查结果 1、系统手段、实验 手段、分析手段、 研究成果	无大規模自然环境变化 研究人员留在当地继续研究 有研究活动的预算
(活动) [一1危害现状的调查 1一1发生生态的研究 1一1发生生态的研究 1一1数据系统的研究 1一1数据系统的研究 1一1生物防治法的研究 1一1生物防治法的研究 1一1化学生态学防治法的研究 1一1有林防治法的研究 1一6综合防治法的研究	(投入·INPUT) 日本方面 1、派遣专家 2、接收进修生 3、提供器材 1、承担经费	中国方面 1、对等人员的配备 2、提供土地、建筑 3、开支计划经营费用	研究人员留在当地继续研究 有研究活动的预算 (前提条件) 无大规模的自然环境变化 无爆发性的森林灾害 确保研究设施以及研究人 页

## 中華人民共和国森林病虫 等防除条例中華人民共和国国務院令第46号

『森林病虫害防除条例』は1989年11月17日、国務院第50回常務会議を通過している。ここに施行を発令する。

総理 李鵬 1989年12月18日

#### 森林病虫害防除条例

第一章 総則

第1条 森林病虫害を効果的に防除し、森林資源を保護し、自然生態系のバランスを維持するために、『中華人民共和国森林法』の関連法規に基づいて本条例を制定する。

第2条 本条例で言う森林病虫害とは森林、林木、林木種苗及び木材、竹材の 病害と虫害を指す。

第3条 森林病虫害の防除にあたっては『予防を主とし総合的に処置する』の 方針を実行する。

第4条 森林病虫害の防除にあたっては『経営する者が防除する』の責任制度 を実行する。

各クラスの地方人民政府は対策と制度をさだめ、森林病虫害防除作業 に対する指導力を強めなければならない。

第5条 国務院の林業主管部門が全国の森林病虫害防除策を主管する。

県クラス以上の各クラスの人民政府の林業主管部門は当該行政区域内 の森林病虫害策を主管し、その傘下の森林病虫害防除機関が森林病虫害の具体 的な作業の組織化について責任を負う。

区、郷の林業作業ステーションは当該区、郷の森林病虫害防除作業の組織化について責任を負う。

第6条 国家は、森林病虫害防除の科学研究、先進的技術の普及と応用、科学的防除技術を奨励し支持する。

#### 第二章 森林病虫害の予防

第7条 森林経営組織と個人は森林経営活動中に下記の規定を遵守しなければならない。

- (一) 造林植樹に際しては適地適木を守り、混交林を奨励し、合理的に樹種を組み合わせ、国家の規定に従って優良種の林木を選定しなければならない。 造林設計案には森林病虫害防除処置が含まれなければならない。
  - (二) 危険な病虫害を持つ林木種苗を使用する育苗または造林は禁止する。
- (三) 幼齢林と中齢林に対しては保育管理、病虫害に感染した林木の一掃を 行わなければならない。
- (四) 計画的に封鎖育林を実行し、単純林生態環境を改造する。
- (五) 焼け跡は即時清掃し、重大な被害を受けた林木は抜除する。

(六) 伐採した林木は即時伐採地区より搬出し、現場は清掃しなければならない。

第8条 各クラスの人民政府の林業主管部門は検疫の対象になっていない林木の種苗基地を計画的に建設しなければならない。各クラスの森林病虫害防除機関は法律に基づいて林木種苗と木材、竹材について産地と運送経路での検疫を行わなければならない。危険な病虫害の侵入を発見した場合は、即時厳重な封鎖処置、撲滅処置を採り、危険な病虫害の搬出を防がなければならない。

各港湾の動植物検疫機関は、国家の輸出入動植物検疫に関する法律の 規定に従い、輸入林木種苗と木材、竹材に対する検疫作業を強化し、国外から の森林病虫害の侵入を防止しなければならない。

第9条 各クラスの人民政府の林業主管部門は森林経営組織と個人を組織、監督し、効果的な処置を採用して、森林内の各種の有益な生物を保護し、計画的に繁殖と培養をはかり、生物の防除作用を発揮させなければならない。

第10条 国務院の林業主管部門と省、自治区、直轄市の人民政府の林業主管部門の森林病虫害防除機関は、各地の観測データを総合的に分析し、全国と当該行政区域の森林病虫害の中、長期的趨勢予測を定期的に発表し、さらに防除法案を提出しなければならない。

県、市、自治州の人民政府の林業主管部門、またはその傘下の森林病 虫害防除機関は、現場の組織の観測データを総合的に分析し、森林病虫害の短、 中期的予測を発表し、さらに防除法案を提出しなければならない。

全人民的所有の森林と林木は、国営林業局、国営林場あるいはその他 の経営組織が森林病虫害の状況調査を行う。

集団と個人の所有する森林と林木は、区、郷の林業作業ステーションあるいは森林病虫害防除機関が森林病虫害の状況調査を組織化する。

それぞれの調査組織は、規定に従ってワン・クラス上の林業主管部門 あるいは森林病虫害防除機関に森林病虫害の調査状況を報告しなければならな い。

第11条 国務院の林業主管部門は主要森林病虫害の観測対象と観測方法を責任をもって制定する。省、自治区、直轄市の人民政府の林業主管部門は当該行政区の状況に基づいて補充規定を設けることができる。その場合は国務院林業主管部門に報告する。

国務院の林業主管部門と省、自治区、直轄市の人民政府の林業主管部門の森林病虫害防除機関は実際的な必要に応じて各地に中核的観測ポイントを設置し、観測対象について調査と監査観測を行うことができる。

第12条 各クラスの地方人民政府の林業主管部門は森林病虫害の恒常的発生地区に対しては、営林処置を主とし、生物、化学と物理的方法を結合した総合的整備処置を採用し、森林生態環境を逐次改善し、森林の自然災害に対する抵抗能力を高めなければならない。

第13条 各クラスの人民政府の林業主管部門は森林病虫害防除の実際的必要に応じて下記の施設を建設することができる。

- (一) 薬剤、機械およびその貯蔵倉庫
- (二) 臨時簡易飛行場
- (三) 観測試験室、検疫検査室、検疫用隔離試験種苗畑
- (四) 林木種苗と木材用薫蒸除菌施設

第三章 森林病虫害の防除

第14条 重大な森林病虫害を発見した組織および個人は、当該地区の人民政府 あるいは林業主管部門に即時報告しなければならない。

当該地区の人民政府あるいは林業主管部門は報告受領後、即時防除にあたり、同時に所轄の省、自治区、直轄市の林業主管部門に報告しなければならない。

広範囲で爆発的あるいは危険な森林病虫害が発生した場合、省、自治区、直轄市の林業主管部門は国務院林業主管部門に即時報告しなければならない。

第15条 広範囲で爆発的あるいは危険な森林病虫害が発生した場合、当該地区の人民政府は実際的な必要に応じて、関連部門を組織し森林病虫害防除臨時指揮部を樹立し、緊急的防除処置の制定と作業中の重大案件の調整解決に責任を負う。

第16条 県クラス以上の地方人民政府あるいは当該林業主管部門は森林病虫害防除実施計画を制定し、同時に境界地区での合同防除を組織し、防除状況に対する定期的検査を行わなければならない。

第17条 施薬にあたっては関連規則を遵守し、環境汚染を防止し、人畜の安全を保証し、有益な生物の殺傷を減らさなければならない。

航空機器を使用して施薬する時は、当該地区の人民政府の林業主管部門が事前に調査設計を行い、地上での準備作業をすませておかなけれならない。 林業、民間航空、気象部門は緊密に協力しあい、作業の品質を保証しなければならない。

第18条 重大な森林病虫害が発生した場合、必要な防除薬剤、機械、油類について商業、販売、物資、石油化学などの部門はこれを優先的に供給しなければならない。鉄道、交通、民間航空部門は優先的に輸送を請負い、民間航空は航空施薬を優先的に手配しなければならない。

第19条 森林病虫害の防除費用は、全人民的所有の森林と林木においては、国家の関連規定に従い、育林基金、木竹材販売収入、各種の営業収入および事業費の中からねん出する。集団と個人の所有する森林と林木については、経営者が負担するが、地方の各クラスの人民政府は適当な支援を与えることができる。

一時的に経済的収入のない森林、林木と長期的に経済的収入の無い防 護林、水源林、特殊用途林の経営組織と個人については、その必要とする森林 病虫害防除費用を各クラスの地方人民政府が適当な支援を与えるものとする。

広範囲で爆発的あるいは危険な森林病虫害が発生し、森林経営組織あるいは個人に全防除費用を負担する力が本当に無い場合、各クラスの人民政府

は補助を与えなければならない。

第20条 重点林区において、国家は森林病虫害保険制度を逐次実行する。具体的方法については中国人民保険公司と国務院の林業主管部門が制定する。

#### 第四章 奨励と懲罰

第21条 下記の功績を挙げた組織と個人に対し、人民政府あるいは林業主管部門は賞を与える。

- (一) 森林病虫害防除法規を厳格に履行し、予防と防除処置が力を発揮し、 連続して5年間森林病虫害が発生していないもの。
- (二) 病態、虫態の予報が時間的に的確で且つ内容が正確であり、さらに森 林病虫害防除の合理的な提案を提起したところ、それが関係部門に採用され、 顕著な効果があがったもの。
- (三) 森林病虫害防除の科学的研究において成果を挙げたもの、あるいは科学研究の普及応用の過程で大きな効果が得られたもの。
- (四) 林業の現場の組織で森林病虫害防除作業に連続して満10年従事し、作業成績の優良なもの。
- (五) 森林病虫害防除作業中にその他の顕著な功績を挙げたもの。

第22条 下記の行為を為したもので、命令期間内に病虫害を除去し、損害を賠償したものについては、100元から2000元の罰金を科することができる。

- (一) 危険な病虫害を持った林木種苗を使って育苗または造林を行ったもの。
- (二) 森林病虫害が発生したのに除去しなかった、あるいは除去に努力しなかったために、森林病虫害を蔓延させ災害を引き起こしたもの。
- (三) 森林病虫害の状況を隠ぺいないしは虚偽の報告を為し、森林病虫害を 蔓延させ災害を引き起こしたもの。

第23条 植物検疫法に違反して林木種苗あるいは木材を運搬したものは、植物検疫法の規定により処罰される以外に、50元から2000元の罰金を科することができる。

第24条 本条例の第22条、第23条の規定する行為の責任者、あるいは森林病虫害防除作業中に職務怠慢のあった国家機関人員については、その所属する組織または上級機関が行政処分を科する。犯罪を構成するものについては、司法機関が法により刑事責任を追求する。

第25条 期限付きで森林病虫害除去を命じられながら除去しないものについては、林業主管部門またはその権限を授与された組織が除去を代行できるが、期限付きで除去を命じられたものが防除費用の全額を負担する。

森林病虫害除去の代行によって、期限付きで除去を命じられたものの 再審申請または起訴の執行が停止されることはない。

第26条 本条例の規定する行政処分は、県クラス以上の人民政府の林業主管部門または権限を授与された組織が決定する。

当事者が行政処分に不服のある場合は、処罰の通知を受けた日より起算して15日以内に処罰を決定した機関のワン・クラス上の機関に再審を申請で

きる。再審決定に不服のある場合は、再審の決定書を受けた日より起算して15日以内に人民法廷に提訴できる。また当事者は、処罰の通知を受けた日より起算して15日以内に直接人民法廷に提訴できる。期限内に再審申請または提訴をせず処罰決定を履行しないものについては、処罰を決定した機関の申請により人民法廷が強制執行する。

第五章 付則

第27条 本条例は国務院の林業主管部門が解釈の責任を負う

第28条 省、自治区、直轄市の人民政府は本条例を当該地区の実際の状況と結び付けて実施便法を制定することができる。

第29条 都市の公園林管理部門が管理する森林と林木の病虫害防除作業については、都市の公園林管理部門が本条例を参考にして執行する。

第30条 本条例は発布の日より施行される。

**付す金录**:森林病虫害防除に関連する『森林法』の条項

第18条 各クラスの林業主管部門は森林病虫害防除作業の組織化に責任を負う。 林業主管部門は、林木種苗の検疫対象決定、検疫区と保護区の画定、 林木種苗の検疫施行に責任を負う。

「大金录:森林病虫害防除に関連する『森林法実施細則』の条項第13条 林木病虫害が発生した場合、関係経営組織と個人は即時除去しなければならない。重大な林木病虫害が発生した場合、当該地区の人民政府は緊急除去処置を講じ、蔓延を防止し、危険を除去しなければならない。

#### 記者会見

林業部長高徳占『森林病虫害防除条例』公布にあたり新華社記者に談話発表 《新華社北京12月28日電》林業部長高徳占は先頃、新華社記者と会見し、国務 院が『森林病虫害防除条例』の施行を公布したことに関し談話を発表した。

高徳占はつぎのように語った。『森林病虫害防除条例』は『森林法』の関連法規であり、我が国では初めての法律的効果を持った森林病虫害防除の為の法規である。病虫害は森林の大災害であって、「煙のたたない森林火災」と呼ばれている。1980年以来、毎年全国で発生する森林病虫害の被害面積は1億畝(ムー。中国の面積単位、15畝が約1ハクタール)以上に達している。モデル調査の試算によれば毎年病虫害により林木成長量の約1000万m3が減少し、被害が甚大で枯死する森林面積は500畝に達し、それは毎年の造林保存面積の12・5%に相当する。森林病虫害の予防と除去は一刻も猶予できない。

高徳占はつぎのように述べた。森林保護の法制の不備、一部の幹部と大衆の法制観念の希薄さ、森林病虫害防除に対する法的拘束の欠如が、森林病虫害が日増しに重大化した重要な原因である。1985年、国家が実施を公布した『森林

法』は森林病虫害に対して原則的な規定をしたにすぎない。林業生産を発展させる必要性から、国家が法律的効力を持ち、具体性のある森林病虫害防除の行政法規を制定するよう求めた要求が全国から寄せられていた。

高徳占は語った。我が国が森林病虫害の予測予報作業を手がけたのは遅く、技術手段も劣っており、しかも発展拡大も遅れた事が、病虫害防除のタイミングとその防除効果に悪い影響を直接与えている。我が国に重大な森林病虫害が発生している現状下では、当面予測予報作業がきわめて重要である。したがって『森林病虫害防除条例』の中では、予測予報作業を進める事についての要求を詳細に規定した。また国有林区、集団林区の病虫害状況調査、報告制度、各クラスが発布する報告の種類、作業職責の範囲、予測予報技術の改良などの面でも原則的な規定を設けた。

高徳占は指摘した。森林病虫害防除作業を強める為には、健全な予測予報ネットワーク、森林植物検疫ネットワーク、森林病虫害防除サービスネットワークからなる森林病虫害防除体制を打ち立てなければならない。今までのような「ふだんは何もせず、災害が起きたとたんに大慌て」と言った受け身の状態を改め、計画と備えのある防除作業を繰り広げるべきである。

森林病虫害防除経費の正常な支出経路が無く、金があれば造林にまわし、保護には力をいれていないのが現状である。このことについて高徳占は以下のように語った。『条例』の規定に厳格に従い、我が国の実状と林業の特徴に基づいて、各方面から資金を集める方法を取って、森林病虫害防除経費の問題を解決すべきである。同時に当面は経済収入の無い森林、林木と長期に経済収入の無い防護林、水源林、特殊用途林および広範囲で爆発的、危険な病虫害が発生した森林、林木の防除費用については、森林経営組織と個人に負担能力が間違いなく無い場合、各クラスの人民政府が適当な補助を与えるべきであると高徳占は語った。

最後に高徳占は次のように述べた。森林病虫害防除は森林火災消火と同じで、 高度な責任感と強烈な事業意識が必要である。したがって森林病虫害が発生しても、除去しない、努力しない、期限内に除去するよう命令されながら期限内 に除去しないものについては、林業部または権限を授与された組織が替わりに 除去できるが、期限内に除去するよう命じられたものがその全ての費用を負担 すべきである。除去の時期を逸したり重大な損失を引き起こした組織と個人に ついては『条例』の規定により処罰されるべきである。

## 森林病虫害防除作業の新しいステップ

中国林業報評論員

『森林病虫害防除条例』が国務院より正式に公布施行された。これはわが国の森林病虫害防除作業を推進し、緑化造林の成果を強固にし、林業の発展を促進する上できわめて重要な意義を帯びている。

『条例』は『森林法』の関連法規であり、我が国初の法的効果を有する森林 病虫害防除の法規である。それは我が国の森林病虫害防除条作業が法制の軌道 に乗ろうとする麗しい前途を指し示すものである。

周知のごとく、森林は国家の重要な資源であり、生態環境の基本的な組成部分である。しかしながら我が国では多年に渡る森林の過伐採が森林生態条件の変化をもたらし、その上造林樹種が単一、経営管理が粗放、防除能力が劣悪、環境が汚染している等の原因から、森林病虫害は日増しに甚大となり、「煙のたたない森林火災」と呼ばれるまでになった。

調査によれば、1980年以来、毎年全国で発生する森林病虫害面積は1億畝(ムー。中国の面積単位、15畝が約1^クタール)以上に、林木成長量の減少は約1000万m3に、被害が甚大で枯死する森林面積は500畝に達し、それは毎年の造林保存面積の12・5%に相当している。森林病虫害の予防と除去は、林業生産発展にとって真剣に対処すべき重要課題になっている。

建国以来、森林病虫害防除に関する指示、通知、通告等の文書が公布され、森林病虫害防除と森林資源損出発生減少に一定の役割を果たしてきた。しかしこれらの文書類は、国家の法律としての権威に欠け、重大な森林病虫害が発生しながら積極的に対策を採らず深刻な損害を引き起こしたものが負うべき法律的責任についての明確な規定が欠如していた。この事に対する各地方の反応は深刻で、防除作業を法制の軌道の乗せ、森林保護を強化し、災害による損失を減らすために、国家が法律的効力を持ち、具体的な防除の行政法規を制定するよう求めた要求が全国から寄せられていた。

『条例』は、森林病虫害の防除にあたっては「予防を主とし、総合的に処置する」との方針を明確に打ち出している。これは次の事を意味じている。森林生態環境保護の観点から出発して、造林企画計画から採種、育苗、撫育、伐採、運搬貯蔵に至る生産プロセスのそれぞれの段階で科学的管理を強める事、生物と生物の間、生物と環境の間の相互関係を深く研究し、自然生物界の潜在能力を十分に発揮させ、各種の防除処置を組み合わせて運用する事により、病虫害の大発生を抑制し、病虫災害をコントロールする目的を逐次達成する。

計画と備えのある防除作業を展開するためには、今までのような「ふだんは何もせず、災害が起きたとたんに大慌て」と言った受け身の状態を改めなけれ

ばならない。各地方では『条例』を実行貫徹する過程で、予測予報と完全な防除体系についての議題を早急に議事に乗せるべきである。さらに宇宙衛星、リモートセンシング技術、コンピュターを予測予報作業に逐次応用することを積極的に考慮し、予報予測という科学的でなかった部門の力量を発揮させ、「耳目」としての役割をはたさせ、手数を掛けずに防除の効果を挙げるべきである。長期に渡って、我が国の森林病虫害防除経費には正規の支出経路が無かった。その上、農薬、飛行機費用、人件費の高騰が加わって、現在の森林病虫害防除経費について、農薬、飛行機費用、人件費の高騰が加わって、現在の森林病虫害防除石土、農薬、飛行機費用、人件費の高騰が加わって、現在の森林病虫害防除石土、農薬、飛行機費用、人件費の高騰が加わって、現在の森林病虫害防除石土、農薬、飛行機費用、人件費の高騰が加わって、現在の森林病虫害防除石土、農薬、飛行機費用、人件費の高騰が加わって、現在の森林病虫害防除石土、農薬、飛行機費用、人件費の高騰が加わって、現在の森林病虫害防除石土、東京、水行機費に対し、東京、水行機等に対している。各地方においては、これを真剣に貫徹実行し、管理すべき者が管理に責任を負い、その費用は不足なく納付させ、やるべき事はすぐやり、きちんとやり、各レベルできちんと管理し、各レベルがきちんと責任を負い、防除費用の支出効果を真に発揮させるべきである。

森林病虫害災害発生後の除去は、森林火災消火と同じで高度な責任感と強烈な事業意識が必要である。防除を完全に行った組織と個人に対しては、自信を持って表彰奨励すべきである。これとは逆の者には、批判や処罰を科すべきである。これも『条例』の規定するところであって、曖昧にせずに、貫徹実行し、さらに各地区の実状に合わせて更に具体的で、さらに詳細な規定を設けるべきであろう。

原文は1990年1月2日『中国林業報』に掲載

